

令和4年4月11日

保護者の皆様

上越市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に関わる濃厚接触者の特定及び行動制限等の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご協力くださり感謝申し上げます。この度、国からオミクロン株が主流である間の濃厚接触者の取扱い等について通知が出されました。

つきましては、上越市立小・中学校においては、下記のとおり対応しますので、ご承知おきください。

記

1 児童生徒の感染に伴う濃厚接触者の特定について

学校の教育活動に関わる場合は、学校が感染者と濃厚な接触のあった児童生徒の有無を調査し、市教育委員会と協議の上で決定する。

- ・陽性者の同居家族として保健所が特定した者は、保健所の指示に従う。
- ・学校以外で特定された者は、連絡をしてきた人の指示に従う。

2 濃厚接触者の自宅待機期間について

最終接触の翌日から原則7日間を自宅待機期間とする。(健康観察期間は10日間)

ただし、次の要件を満たす時、上越市教育委員会と相談の上、5日目から解除できる場合がある。

- (1) 保護者の就労等の事情で待機期間の短縮が必要と認められること
- (2) 4日目及び5日目に検査(※1)を行い、結果が陰性であったことを確実に証明(※2)すること
 - ※1 陰性確認のための検査について
 - ・薬事承認された対外診断用医薬品の抗原定性検査キット(鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いるもの)により検査する。
 - ・検査は、研修を受講した検査管理者による説明を要し、可能な限り立会い・管理の下で実施する。
 - ※2 検査結果が確実に陰性であることを確認するため、公的な証明書を学校に提出することを求めるが、検査結果の写真をもってこれに代えることもできる。
- (3) 5日目から登校しても、7日間が経過するまで、学習や給食の時間を別室で過ごすこと

裏面あり

3 その他

- (1) 5日目で解除の要望がある場合は、学校の教頭にご連絡ください。
- (2) 児童クラブで濃厚接触者に特定された場合の自宅待機期間についても同様の対応となります。その場合は、上越市教育委員会学校教育課（電話 025-545-9244）にご連絡ください。
- (3) 新潟県内では、まん延防止等重点措置が終了した後も新型コロナウイルスの新規感染者数が増加し、いまだ高い水準にあります。上越市立学校においても、4月1日から4月5日までの5日間で児童生徒20人の感染が判明しており、今後さらに感染が拡大することが心配されます。ついては、次のことをご確認の上、ご協力をお願いします。

① 日々の健康観察について

- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には登校せず、自宅で休養してください。
- ・同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校を控えてください。
- ・発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診してください。

② マスクの着用について

- ・飛沫感染を防ぐため、身体的距離が十分とれないときは原則としてマスクを着用しますが、肌荒れなどによる身体的理由でマスク着用が困難な児童生徒に対しては、その児童生徒の心情、保護者の意向に配慮し、臨機応変に対応するようにします。

<p>【担 当】 学校教育課 電 話 025-545-9244 牧井 田邊</p>
